

宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画

(目的)

第1 この計画は、災害時に、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部（以下「調整本部」という。）において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、県により委嘱する災害時小児周産期リエゾン（以下「リエゾン」という。）の運用に関して必要な事項を定める。

なお、この計画に定めるもののほかは、「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について（平成31年2月8日付け医政地発0208第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別添2災害時小児周産期リエゾン活動要領に定めるところによる。

(リエゾンの委嘱及び協定)

第2 知事は、平時から宮城県における小児・周産期医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者をリエゾンとして委嘱するものとする。

2 知事は、前項による委嘱をしたときは、当該リエゾンに対して委嘱状を交付するとともに、リエゾン所属施設と「宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定」を締結するものとする。

(招集基準)

第3 招集基準は次のとおりとする。

(1) 本県が被災した場合

保健福祉部長は、宮城県災害対策本部が設置され、かつ、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合にリエゾンの招集を行う。

(2) 他県が被災し、支援等の要請があった場合

保健福祉部長は、被災県のリエゾン等を介して、搬送受入や診療に係る医療従事者の支援等の要請があった場合には、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合にリエゾンの招集を行う。

(招集及び配置の方法)

第4 招集するリエゾンの優先順位は、保健福祉部長が別に定めるとおりとし、災害の規模、内容及びリエゾンの専門領域に応じて、複数のリエゾンを招集できるものとする。また、招集されなかった他のリエゾンに対して、リエゾンの招集に関する情報を周知する。

2 リエゾンの招集にあたっては、リエゾンの健康面に配慮し、計画的な交代制をとるものとする。

(活動範囲)

第5 リエゾンの活動範囲は、主に次の2種類とする。

- (1) 宮城県内の災害時における調整本部等での活動
- (2) 宮城県外の災害時における保健福祉部等での活動

(活動内容及び解除)

第6 リエゾンは原則、調整本部等で活動要領に定めるものほか以下の活動を行う。

- (1) 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行う。
- (2) 日本産科婦人科学会大規模災害情報対策システム（以下「P E A C E」という。）や新生児医療連絡会の災害時連絡網等を活用して、医療機関の被災情報等について収集及び発信を行う。また、P E A C E等の情報が未入力又は更新されていない施設への調査及び代行入力を被災地基盤施設と連携して行う。
- (3) 県内における妊産婦の搬送については、周産期救急搬送コーディネーター等と連携し、搬送調整を行う。
- (4) 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行う。
- (5) その他災害時における適切な小児周産期医療体制の確保に関し必要な助言及び調整を行う。

2 保健福祉部長は、被災地における小児・周産期医療提供体制等が安定した場合は、リエゾンに対する活動要請を解除するものとし、リエゾンは県に対して、所要の事項を引き継ぐものとする。

(費用負担)

第7 リエゾン所属施設の長は、宮城県と締結する「宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定」に基づき、保健福祉部長の要請により行ったリエゾンの派遣に要した費用を県に請求することができる。

(平時における活動)

第8 リエゾンは、平時においては、災害時的小児周産期医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

(その他)

第9 この計画に定めるもののほか、リエゾンの運用に関して必要な事項については、保健福祉部長がリエゾン所属施設の長等と協議の上、別途定める。

附則

この計画は、令和2年11月4日から運用する。